

令和2年	与論町農業委員会 会議録 第12号						
召集年月日	令和2年12月21日(月) 午後4時00分～5時00分						
召集場所	与論町役場1階多目的ホール						
開会及び 閉会時間	開会	午後	4時00分	議長	原田 新一郎		
	閉会	午後	5時00分	代理			
出席及び 欠席委員 凡例 出席○ 欠席× 公務欠○	議席番号	氏名		出欠	議席番号	氏名	出欠
	1	原田 新一郎		○	6	白尾 憲雄	○
	2	白石 茂一		○	7	長尾 さとみ	○
	3	山本 池富		○	8	遠山 和歌子	○
	4	内野 豊信		○	9	山下 みどり	×
	5	保喜 久男		○			
会議録署名委員	5番	保喜久男		6番	白尾 憲雄		
職務上の 議場出席者	局長	久野 泰司		補佐	主事		山野貴之
要請による 議場出席者							
議 事 項 目	議案第36号	農地法第3条の規定による許可申請に関する件(4件)					
	議案第37号	あっせん申出に関する件(2件)					
	議案第38号	農地法第5条の規定による許可申請に関する件(1件)					
	議案第 号						
	議案第 号						
	議案第 号						
	議案第 号						
	議案第 号						
	議案第 号						
その他の 項目							

議長	ただ今から令和2年12月21日定例総会を開会いたします。
	出席委員は9名中8名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。山下委員より欠席の報告がありました。
	それでは、与論町農業委員会会議規則第12条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことに異議はありませんか。
	意義無し
議長	それでは議事録署名員を5番の保委員と6番の白尾委員にお願いします。
	なお、本日の会議書記には事務局職員の山野氏を指名いたします。それでは、日程第1の会務報告について事務局長より会務報告の朗読並びに説明をお願いします。
事務局（久野）	農地法第3条の規定による許可申請が4件、あっせん申出に関する件が、2件、農地法第5条の規定による許可申請に関する件が1件です。以上で会務報告を終わります。
議長	会務報告が終わりました。議案第36号「農地法第3条の規定による許可申請について」事務局より説明をお願いします。
事務局（山野）	1件目は、立長のAさんから立長のBさんへ茶花343番5畑372㎡の売買です。対価として160万円です。2番は大阪府のCさんから立長のAさんへ立長2617番畑1, 168㎡を弟から兄への贈与です。3番は、古里のDさんから古里のEさんへ古里245番4他10筆合計12, 620㎡を親から子へ贈与です。4番は、麦屋のFさんから那間のGさんへ麦屋1716番、古里204番1、古里758番2畑合計6, 232㎡を弟から兄への贈与です。以上で説明を終わります。
議長	説明が終わりました。担当地区の委員より調査の結果について報告をお願いします。
山本委員	1番の譲受人には12月19日の午後12時50分に現地で確認しました。問題ないので承認をお願いします。
白石委員	1番の譲渡人には12月20日の午後12時過ぎに確認しました。2番の譲渡人と譲受人には12月20日の午後12時過ぎに確認しました。問題ないので承認をお願いします。
原田委員	3番の譲渡人と譲受人には12月18日午前10時40分にそれぞれ確認しました。問題ないので承認をお願いします。4番の譲受人には、

	12月19日の午前8時40分に確認しました。問題ないので承認お願いします。
事務局(久野)	4番の調査報告は山下委員の調査結果を代弁したいと思います。
	12月19日の午後7時に自宅にて確認しました。問題ないので承認お願いします。
議長	以上で説明が終わりました。質問等ございませんか。
	(意見等なし)
議長	それでは採決いたします。議案第36号「農地法第3条の規定による許可申請について」原案のとおり承認してよろしいでしょうか。
	(異議なし)
議長	議案第36号は承認致します。次に議案第37号「あっせん申出に関する件について」を議題に供します。事務局より説明をお願いします
事務局(久野)	1件目は埼玉県Fさんより立長1136番1、立長1136番3畑合計1,646㎡のあっせん申出が出ております。2件目は埼玉県Mさんより立長2370番1、立長2370番2、立長3726番1畑合計2,251㎡のあっせん申出が出ております。あっせん委員の決定をお願いします。
議長	1件目を山本委員と白石委員、2件目を白石委員と保委員にお願いします。意見等ございませんか。
	(意見等なし)
議長	それでは採決いたします。次に議案第38号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題に供します。事務局より説明をお願いします。
事務局(久野)	それでは説明致します。茶花の〇〇さんより古里453番畑1,115㎡を古里の〇〇さんより受贈して住宅を建設しようとするものです。親から子への贈与となっております。周辺には50m以内には3件以上の宅地があるため不許可の例外である「集落接続施設等」に該当するため許可相当だと思います。また、資金調達についても問題ないので承認をお願いします。
議長	説明が終わりました。意見等ございませんか。
	(意見等なし)
議長	それでは採決いたします。議案第38号「農地法第5条の規定による

	許可申請について」を原案のとおり承認してよろしいでしょうか。
	(異議なし)
議長	議案第38号は承認致します。他にございませんか。
	(なし)
	それでは12月定例会を閉会致します。
	議事録署名員
	5番 保 喜久男
	6番 白尾 憲雄